

平成27年10月27日

子ども・若者部

保育認定・調整課

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準解説について

1 主旨

平成27年8月6日開催の子ども・子育て会議において、認可・確認条例等の基準解説の制定についてご意見をいただいた。

この中で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準解説については、平成12年3月30日児発第299号通知「保育所運営費の経理等について」等、関係通知の改正が予定されているため、改正を踏まえた案を別途報告することとしている。

当該通知については、平成27年6月10日付け事務連絡として一部改正案の送付があった後、正式な通知は到達していないが、基本的な考え方を整理したので報告する。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準解説（案）別添

用語や運用上の取扱いを整理した結果、より明確にその内容を示す必要があるときは、関連条例の改正及び規則等の制定も検討する。また、随時見直し・充実を図るものとし、その内容は、指導検査にあたっての観点にも反映させる。

3 今後のスケジュール（案）

平成27年10月 第3回子ども・子育て会議

整備を検討している規程等に対する意見徴収

- 会議終了後、ご意見がある場合は、平成27年11月17日（火）までに下記担当へご連絡ください。

秋以降 認可保育所指導検査（東京都との合同実施）

特定地域型保育事業指導検査（区実施）

担当 子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者認可・指導担当

電話03-5432-2333 FAX03-5432-3018